知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

No.523

中小企業レポート

長野県中小企業団体中央会



がんばろう信州

けんしんBANKは、 みなさまとともに歩みます。

▶▶▶ 簡単·便利·迅速 **≪≪≪**

TKC会計を導入されている企業の皆さまへ

けんしんBANKの **当座貸越**



当座貸越のメリット

 必要な時にタイムリーに 資金調達 **2** お借入は専用伝票を 記入するだけ 3 印紙代・保証料・ 事務手数料が不要

「一つの日こ天が呼びのか門がはしかかったります。)

●審査の結果ご希望に添えない場合がございます。●詳しくは、窓口までご相談ください。

新型コロナウイルスの感染拡大による必要な資金等は けんしんBANKへご相談ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により事業に影響のある法人・個人事業主さまからの 経営相談や、必要な資金のお借入れおよび貸付条件の変更等に対応するため 「新型コロナウイルスに係る相談窓口」を設置しております。

●受付方法·受付時間

窓口でのご相談	最寄りの営業店へのご来店によるご相談 ■月~水、および金曜日/午前9:00~午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00~午後5:00
電話でのご相談	①最寄りの営業店へのご相談 ■月〜水、および金曜日/午前9:00〜午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00〜午後5:00 ②専用ダイヤルへのご相談 ■平日/午前9:00〜午後5:00 ℡ (026) 233-5603



知恵と力を合わせて信州を元気に

県中小企業レポート

2020 **6** No.523

- 2 **特集** 令和 2 年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会を開催
- 11 中央会インフォメーション
- 14 全中インフォメーション
- 15 信州のイチオシ! 旧開智学校校舎
- 16 好機逸すべからず 上田プラスチック株式会社(上田市)日本ミクロン株式会社(岡谷市)
- 19 **街の法律家 行政書士に聞く** 「外国人労働者受け入れの 現状と今後の課題 Ⅲ



〈表紙写真〉旧開智学校校舎

令和元年9月30日、旧開智学校校舎は、近代学校建築としては初めての国宝に指定されました。今回は、近代教育の黎明を象徴する最初期の擬洋風学校建築として、高い評価を受けている旧開智学校校舎の魅力を特別に紹介します。

明治時代初期、和洋の要素を統合した独創性豊かな擬洋風建築として建てられた旧開智学校校舎は、その完成度の高さと美しさ、深い歴史から、今なお多くの人を魅了し続けています。

令和2年度(第65回)長野県中小企業団体中央会

5月25日、長野市 「ホテルメトロポリタ ン長野 にて令和2年 度通常総代会が開催さ れました。例年では、 阿部守一長野県知事は じめ多数の来賓の皆様 のご臨席を賜り、200 名以上の規模で実施し ていましたが、本年は、 新型コロナウイルスの 感染防止のため、総代 である正副会長、支部



長等の主要な役員が本人出席、その他の総代には書面 による議決権・選挙権の行使をしていただき、規模を 縮小しての開催となりました。

総代出席者数は、本人出席18名、書面出席235名の 合計253名となり、総代定数291組合の過半数を満たし て有効に成立しました。

高木正雄副会長の開会挨拶で始まった総代会では、 会長挨拶の中で唐沢政彦会長が、台風19号や新型コロ ナウイルスの影響で経済状況が深刻化する中で、事業 の継続と雇用の維持、組合事業の充実と新たな組織化 の推進について本会の方針を述べられました。

続いて、退任された各支部 長への感謝状贈呈が行われ、 唐沢会長から一人ひとりに褒 章と記念品が授与されました。 叙勲・褒章受章者、長野県知 事表彰受賞者への顕彰と永年 役員・総代組合の表彰につき ましては、後日お届けし、敬



増澤 洋太郎 前副会長



清水 貞男 上小支部・前支部長



太田 純雄 大北支部・前支部長

せていただきました。

議案審議では、議長 に阿部眞一副会長が 就任し、上程議案は原 案に基づき承認・可決 されました。本年度は 役員及び総代の任期 満了に伴う改選が行 われ、会長には新たに 長野県信用組合理事 長の黒岩清氏が選任 されました。また、各

支部から選出された理事・監事・総代組合が承認され、 理事の中から黒岩新会長が副会長5名、専務理事1名 を指名しました。

議事終了後、今回の改選で退任される唐沢会長、増 澤洋太郎副会長、佐々木正孝専務理事、また、新たに 選任された皆様を代表して黒岩新会長より挨拶が行わ れました。就任の挨拶で黒岩新会長は、戦後最大の危 機を迎える経済状況において、同業種・異業種との連 携による新たな事業価値の創造について決意を述べら れました。その後、増澤副会長の閉会挨拶により総代 会は無事終了しました。



佐々木 正孝 前専務理事



壇上に並ぶ新正副会長・専務理事

	会長・副会長・専務理事名簿									
会 長	黒岩 清	長野県信用組合								
副会長	髙木 正雄	北信建設事業協同組合								
副会長	阿部 眞一	岩村田本町商店街振興組合								
副会長	花村 薫	明科工業団地協同組合								
副会長	中田 教一	飯田味噌醤油工業協同組合								
副会長	高見澤秀茂	長野県石油協同組合								
専務理事	井出 康弘	長野県中小企業団体中央会								



通常総代会ご挨拶

長野県中小企業団体中央会

会長唐 沢 政 彦

本日は、令和2年度第65回長野県中小企業団体中央会の総代会開催にあたり、副会長、支部長をはじめ主要な役員の皆様には県内各地よりご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

平素は、本会の事業運営につきまして、格別なるご支援とご理解を賜っておりますことにお礼申し上げます。

本年度の総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、感染予防に万全を期すため 規模を縮小して開催させていただき、総代の皆様 には「書面による議決権・選挙権の行使」をお願 い致しました。

例年、阿部長野県知事をはじめ、多くのご来賓 にもご臨席を賜り開催しておりますが、今回はお 招きせずにご理解いただいたところです。

さて、新型コロナウイルスの感染防止のため、 「自粛・休業要請」により人・物の動きが止まり、 県内経済は「極めて厳しい」状況となっておりま す。

本県では、緊急事態宣言は解除されたものの、 とりわけ「飲食店」「旅館・ホテル」関係の皆様 への影響は計り知れない状況ではないかと思っ ております。

これからは、感染の防止を図りながら、社会・経済活動をどのように再開していくべきか、難しい判断ではありますが、当面は「持続化給付金」「雇用調整助成金」、「3年間実質無利子となる感染症対応資金」の融資など、あらゆる施策を活用いただき、当面は地域内での需要喚起を促すための取り組みを推進し、事業の継続と雇用の維持が図られるよう万全を期しながら、国・県への要請も含め総力を結集し支援して参りたいと思います。

さらに、昨年の台風19号により被災された方々

には、復旧に向けて取り組まれている中、感染症の影響も加わり厳しい環境にありますが、グループ補助金などの活用につきまして、組合や関係機関と連携して取り組んで参ります。

新型コロナウイルスの収束時期が見通せない中、「新しい生活様式」が示されるなど、地域社会・経済を取り巻く環境が大きく変化することが予想されますが、相次ぐ災害等を克服し時代の要請に合った迅速な対応が可能となるよう、引き続き「ものづくり補助金事業」や「伝統的工芸品産業の後継者育成・販路開拓事業」、「働き方改革推進支援事業」などの諸事業を推進して参ります。

また、中小企業の連携組織専門支援機関として、当面する感染防止の徹底と経済活動の再開のための計画づくり、防災・減災のための「事業継続計画」の策定、今後の持続可能な経営への取り組みなど、組合事業の充実と新たな組織化の推進に向けてその役割を果たしていく所存です。

さて、本年度は役員改選の年度に当たります。 私は役員の皆様、会員の皆様そして関係諸機関の 皆様のご支援・ご協力をいただき、会長として1 年、会長代行として半年余り、この職を務めて参 りましたが誠にありがとうございました。

ここで次代を担う方に引き継ぎたいと思って おります。

この後、議案を上程させていただきますが、書面により意思表示をお願いしました総代の皆様の意見も踏まえ、審議の程よろしくお願い致します。

結びに、ご出席いただきました総代・役員の皆様、会員組合・構成員企業の益々のご活躍、ご発展を祈念申し上げますとともに、引き続き本会へのご支援、ご協力をお願い申し上げまして挨拶と致します。

事業計画(抜粋)

A. 指定事業

I. 中小企業連携組織対策事業

1. 組合等の巡回支援・相談業務の充実・強化

組合等及びその構成員企業を計画的かつ効率的に 巡回し、円滑な組合運営並びに経営基盤強化、事業 の再構築に向けて支援する。

指導員25人、職員4人の体制で、長野・松本・上田・ 諏訪・飯田に事務所・分室を置き、巡回支援を徹底 し先進的な事例創出に取り組む。(主な内容は次のと おり。年間の巡回・相談件数10.000件以上)

- 組合事業の活性化及び再構築並びに新たな共同事業の創出支援
- ・生産性向上の実現に向けた国、県等の各種支援施 策の周知とその活用並びに災害復旧のためのグ ループ補助金、地域企業再建支援事業費補助金等 の活用支援
- 新型コロナウイルス対策による資金繰り等及び雇 用調整助成金等の活用支援
- 工業・卸売団地及び商店街、地場産業等の産業集積の振興・活性化支援
- 組合の次世代育成のための青年部組織の充実・強化
- 働き方改革と労働・雇用関係制度への対応支援
- 官公需適格組合の取得と受注確保支援
- 外国人技能実習生制度の適正化支援
- 消費税軽減税率対応、事業承継税制の活用等の支援
- ・地域再生のための「特定地域づくり事業協同組合」 の普及・活用支援

2. 組織化の推進・企業組合による創業支援

事業協同組合等連携組織制度の普及、活用について周知し、未組織中小企業者の組織化を推進する。

- 市町村担当課、商工団体等及び任意団体を訪問し 理解を深め、定期相談日を設ける等的確な情報収 集に努める。(下記の分野等を中心に推進する。組 合等の設立目標 15組合)
- 「フォローアップ事業等のものづくり補助金事業」

と連携した組織化の推進

- ・ものづくり分野・伝統工芸品産地・六次産業化に 取り組む農林業及び旅館・ホテル等観光産業の組 織化の推進
- ・サービス産業及び未組織業界団体等任意組織の掘り起こしと組織化の推進
- 企業組合を活用した地域発の創業・事業推進支援
- ・自然エネルギー、環境課題等に対応した組織化の 推進
- 外国人技能実習生受入事業に取り組む組織化の推進
- 特定地域づくり事業協同組合の計画策定及び設立 支援

3. 中小企業連携組織等支援事業

中小企業が抱える共通の経営・地域の課題を解決するため、業種別、地域別の組合等連携組織を通じた研修会等を行い、生産性向上の実現と取引環境の改善に向けた計画策定など、組合及び構成員企業の体質強化・活性化を図る。

組合間交流研修・組合基盤強化研究会・経営セミナー等を開催する。(主なテーマは次の通り。開催回数48回、参加者数は2,000人以上)

- (1) 連携して取り組む「健康・医療」「環境・エネルギー」等成長分野への進出
- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響への対策と今後の対応
- (3) 伝統工芸品等地域産品の高付加価値化と販路 開拓及び組合間連携の促進
- (4) 組合及び組合間で取り組むBCPの策定
- (5) 経営戦略としてのSDGs達成に向けた取り組み の促進
- (6) 次世代人材の育成及び事業承継
- (7) 官公需適格組合制度の普及及び受注機会の確保・拡大に向けた事業展開
- (8) 働き方改革、労働関係制度への対応
- (9) 商店街等が連携して行う共同事業の検討及び 個店の体質強化

4. 経営革新・創造的な新連携事業の推進と組合 間交流の促進

中小企業が異分野の企業等と相互の強みを活かし、 連携して新事業分野への展開、新商品・新技術開発 及び働き方改革等に対応できるよう支援する。

- (1) 中小企業等経営強化法等に基づく経営力向上 計画・経営革新計画の策定支援。
- (2) 中小企業強靱化法に基づく連携型事業継続力 強化計画の認定支援。
- (3) 商工組合中央金庫、長野県信用組合等金融機 関と連携による、組合等の事業の再検証・再構 築による活性化事例の創出。(経営力向上計画・ 経営革新計画・事業継続力強化計画の策定支援 件数10件、組合間交流等創出件数5件)

5. 組合等への活性化情報提供事業

(1) 活性化情報提供事業

中小企業関係等の諸情報を収集し、会員組合及 び関係機関へ提供する。

- ○「月刊中小企業レポート・活性化情報」年6回 発行(発行部数毎回1,800部・編集委員会を設け て内容の充実を図る。)
- (2) 中小企業団体情報連絡員による情報の収集とその提供
 - ○委嘱する中小企業情報連絡員 50名 毎月得た情報を関係機関に提供し、中小企業 政策に反映するとともに巡回支援等に活用する。

(3) 官公需情報提供事業

官公需適格組合制度や活動事例を紹介する支援 用冊子の作成・配布を行う。

6. 地域産業実態調査事業

労働事情等実態調査

県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な 中小企業労働対策を確立する。

調査結果について、協力企業に還元するとともに 報道機関の協力を得て周知し、機関誌において情報 提供する。

県内の1,300事業所(製造業60%、非製造業40%) を対象に実施する。

7. 組合指導情報整備事業

ネットワーク運営事業

組合等の管理台帳や日報による支援等履歴管理また内容の集計、並びにホームページを継続設置し本会の情報や施策広報等に活用する。

多様化する組合及び組合員のニーズに応えるべく、 スピーディーな情報提供を行うための環境を整える。 (全国中央会が行う研修会に2名参加させる。)

- ①組合管理台帳の整備内容等を充実し、情報の高度 化、支援の標準化を図り、サポート体制を強化する。
- ②組合及び組合員企業等のホームページの開設、充 実・更新等の支援及び中小企業のサイバー・セキュ リティ確保のための研修会を開催する。

8. 指導員・職員の資質向上事業

指導員・職員の企画力・提案力(コーディネート機能)の育成向上を図るため、関係機関が実施する研修会等へ派遣する。

- (1) 中小企業大学校が行う中央会指導員研修コース等への派遣(5名)
- (2) 全国中央会が行うテーマ別情報提供研修、能力開発、情報整備、課題解決研修等への派遣(16 名)
- (3) 関東甲信越静ブロック中央会指導員等研究会への派遣(2名)

(静岡県及び神奈川県で2回開催)

9. 外国人技能実習監理団体及び実習実施機関適 正化事業

外国人技能実習生の受け入れを行う監理団体組合 及び組合員を対象に、実習制度が適正に運用・活用 されるよう実施する。

実施方法及び内容

監理団体から2組合選定し、社会保険労務士、行政書士等の専門家による研究会、研修会等を開催する。(2回開催)

B. 全国中央会の補助事業

I. 全国中小企業団体中央会補助事業

1. 小規模事業者組織化指導事業等

(1) **小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業** 小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目 指した、共同事業の改善や新たな事業立ち上げに 助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化 を支援する。

【事業内容】

- ①委員会の開催
- ②調査研究(アンケート調査、ヒアリング調査等の実態調査とその分析、今後の方向性や実施方

法等の研究を行い報告書にまとめる。)

- ③組合員への普及・啓発
- ④実証システムの開発やテストマーケティング等のための業務委託

【補助金額】 1組合あたり36万円を上限に6/10補助する。(1組合予定)

(2) 小企業者組織化特別講習会

小企業者及び小企業組合を対象に、組織化及び組合等の円滑な運営のための講習会を22回開催する。

(3) 取引力強化推進事業

取引力の強化促進を図るため、共同販売・宣伝、組合の事業・企業紹介のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の先進的なものや波及効果の高い取り組みに対して助成する。

【補助金額】 予算総額150万円(1組合あたり30万円以上)2/3補助する。(5組合予定)

【総事業費】 6,150千円 ((1)~(3))

(4) 中小企業組合等課題対応支援事業

中小企業連携グループが、新たな活路を見出すためのプロジェクト(展示会等出展・開催など)並びに情報システム開発等を支援する。(2組合等を予定)

【全国中央会から直接補助】

2. 外国人技能実習制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う事業協同組合等による不正行為等の未然防止に努め、中小・小規模企業の円滑な外国人技能実習生の受入を支援するため、制度に精通した専門家等と個別に不適正な運営の是正・改善指導を行う。

【事業内容】

- (1) 適正化指導事業(共同受入事業を行う事業協同組合及び組合員企業に対して適正化指導を行う。(9組合並びに18組合員を対象に実施予定)
- (2) 適正化講習会開催事業(2回)
 - ・改正出入国管理、難民認定法及び労働関係法 令をテーマに開催する。(長野県外国人技能実 習生受入団体連絡協議会と連携して開催す る。)

【総事業費】 1,260千円

C. 国・長野県・全国中央会等の 委託事業

I. 長野労働局委託事業

 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改 革推進支援事業(長野働き方改革推進支援セン ター)

働き方改革の実現に向けて、中央会の支援体制を活用し中小企業・小規模事業者の「非正規雇用労働者の処遇改善」「労働時間の短縮及び生産性向上による賃金引上げ」「魅力ある職場づくり」等の取り組みを支援する。

- ○長野働き方改革推進支援センターの開設(長野市・ 設置日数243日)
- ※常駐するセンター長及び副センター長を含めて、 専門家等17名を配置し相談に応じる。

【業務内容】

- (1) 個別相談対応(中小企業・小規模事業者からの センターへの電話・メール・来所等及び相談窓口 での相談並びにプッシュ型開拓)
 - (センターでの相談、個別訪問支援、相談窓口派遣 での相談件数等1,200件)
- (2) セミナーの開催・個別相談会の実施(働き方改革関連法、最低賃金・労働関係助成金の活用方法等の事業主向けセミナーを開催)(開催回数70回)
- (3) 事業の周知・利用勧奨を行うプッシュ型開拓の 促進及び各商工会議所・商工会・中央会その会員 組合等並びに市町村との連携・協力により専門家 派遣事業への申込み300件以上、相談窓口への派遣 300件に向けて取り組む。
 - ○専門家の派遣については、全国センターのコーディネーターと連携を密に行う。
 - ○長野労働局をはじめとする行政機関の指導を 得て、業界団体、よろず支援拠点等と連携し ながら事業の円滑な推進に努める。

【総事業費】 29,600千円

Ⅱ. 長野県委託事業

1. 伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援 事業

後継者の育成・確保、新商品の開発、県内外への 販路開拓など、産地が意欲的に取り組む新たな挑戦 を支援し、伝統的工芸品の活性化を図る。

【事業内容】

・後継者の確保・育成、販路開拓のため、支援員 を配置し技術伝承講習会、展示販売会を実施する。

(1) 伝統工芸技術伝承講習会

・熟練技術者を講師に後継者に対して伝統技術・ 技法を実技講習

(2) 展示販売会の開催

・伝統的工芸品をPRして販路開拓を行うため県 内外で3回程度開催

(3) 後継者育成・販路開拓支援員の配置

事業の企画立案、調整、管理運営、産地や事業者の相談・助言

【総事業費】 7,409千円

Ⅲ. 全国中小企業団体中央会委託事業

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事業(令和元年度補正事業)

生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品 開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等 の一部を支援するため、長野県地域事務局として事 業を推進する。

県内のすべての補助事業者が期間内に事業を円滑に完了させるための支援を行うとともに、平成27年度~30年度補正事業のフォローアップ事業にも取り組む。(委託期間は、令和3年3月末まで)

【運営体制】

「ものづくり事業推進部」に、補助事業担当の専 従サポーターを置いて、公募、専門家による審査、 採択事業者向け説明会の開催、遂行状況報告等の 確認、中間監査、実績報告書の確認、確定検査を 行う。

フォローアップ事業では、事業化状況等報告の確認、過年度実施事業者に対する現況確認、要請に応じた巡回支援、成果事例の収集等を実施する。

【総事業費】 60,000千円

2. ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発 等支援事業(平成25年~26年補正事業者にお けるフォローアップ事業)

平成25年度~26年度補正「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」事業者1,100社(者)余について、事業化進捗状況の確認とともに販路開拓、受注拡大等の支援を推進する。(令和4年1

月末まで5年間実施)

【運営体制】

「ものづくり事業推進部」にフォローアップ事業 担当の専従サポーターを置いて、補助事業者を訪問し事業化進捗状況等の確認を進め、併せて販路 開拓・販売支援希望の有無などの意向調査も行う。

・販路開拓・販売促進支援として、「銀座 NAGANO」等を活用したバイヤーとのマッチング会、各種展示・商談会への出展、成果事例の収集、事業化の進展に結びつけるための「長野ものづくりホームページ」(成果事例の公開含む。)の開設・運営等を実施する。

【総事業費】 52,000千円

3. 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

消費税率関係をはじめ諸制度等改正に関連した テーマに対応した講習会や専門家派遣を行う。消費 税対策、人材育成、連携事業継続力強化計画の策定、 生産性の向上、事業承継、特定地域づくり事業協同 組合の計画策定、新型コロナウイルス感染症による 影響と対策などに対する円滑な対応を図ることを目 的として下記の事業を推進する。

- (1) 中小企業組合等への周知事業
- (2) 講習会開催事業
- (3) 個別課題に対応した専門家の派遣

【総事業費】 1.136千円

4. 中小企業景況調査事業

会員組合の構成員企業の景気動向を調査し、全国 ベースの中小企業対策の確立に資することを目的と して実施する。

- (1) 調査回数 年4回 (令和2年6月、9月、12 月、令和3年3月)
- (2) 調査員 15名 (75企業調査)

【総事業費】 597千円

IV. その他の委託事業

1. (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(生産性向上支援訓練)

「会員企業に対する生産性向上支援訓練実施業務」 を受託し、会員企業の生産性向上支援のため、以降 の講習会を2会場で実施する。

テーマ 「生産管理と工程管理」(4日間・12時間) 開催場所 埴科郡坂城町・長野市 開催時期 令和 2 年10月13日~14日 20日~21

日 (坂城町)

令和2年11月10日~11日 17日~18

日 (長野市)を予定

【総事業費】 800千円

D. 一般支援事業

1. 本会支部の運営に関する支援

長野、北信、上小、佐久、松本、大北、木曽、諏訪、 上伊那、下伊那(以上10支部)の支部事業及び運営 について支援する。

【支部交付金総額】 5,000千円

2. BCP (事業継続計画) 策定支援

会員組合及びその構成員企業を対象に、災害等緊急事態に遭遇した際の事業継続のための手法、手段を定めたBCP(事業継続計画)の具体的な策定を支援する。

長野県と経済4団体が連携して、東京海上日動火 災保険㈱の支援を得ながら取り組みを推進している ことから、対象事業所を募り事業継続計画を策定する。

3. 「経営革新等支援機関」としての取り組み強化

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等 支援機関」に認定(平成24年11月5日)されている ことから、付加価値向上に向けた各種取り組みを支 援する。

特に、中小企業経営強化法による「経営力向上計画」「経営革新計画」策定のための支援を行うとともに、 頻発する災害等に備えて中小企業強靱化法に基づく 「(連携)事業継続力強化計画」の策定・認定支援に ついても推進する。

4. 地域振興事業による組合等連携組織の活性化支援

地域経済発展の核となる、活力のある組合及び中 小企業を育てるため地域振興に取り組む組合・連携 組織等を支援する。(長野県の地域振興局の取り組み とも連携して、観光・買い物弱者対策・共同事業の 活性化・展示会、商談会等による販路開拓などを支 援し地域課題の解決を図る。)

【総事業費】 2,500千円

5. 台風19号に係る被災事業者支援

昨年10月の台風19号により被災された事業者の方々の復旧に向けた「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (グループ補助金)」及び「地域企業再建支援事業費補助金」等の活用について引き続き支援する。

指導員の積極的な支援とともに、長野県産業復興 支援センターに職員1名が出向し長野県と連携して 取り組む。

6. 中小企業・小規模事業者新ビジネス・新連携 の創造支援

持続可能な社会の実現に向けSDGsに関する理解を 深め企業価値向上を図るため、「長野県SDGs推進企 業登録制度」の普及を促進する。

また、地域人口の急減に対処するための特定地域 づくり事業の推進に関する法律」に定める「特定地 域づくり事業協同組合」の組成を推進する。

さらに、中小企業強靱化法に基づく「連携事業継 続力強化計画」策定に向けた事業を展開する。

【総事業費】 400千円

7. 就職面接会の開催(地域中小企業人材確保等 支援事業)

連携して取り組む県内大学等と協力して、学内で の合同就職面接会、若手社員との交流会等を実施する。

【事業内容】 若手社員との交流会の開催

学内合同就職面接会(県内大学と連携 して開催する。)

【総事業費】 100千円

8. 後継者育成対策事業

(1) 長野県中小企業青年中央会への協力

中小企業及び組合の次代を担う指導者及び青年 部組織の育成と、青年経営者の自己研鑽を図るた め、異業種で組織した長野県中小企業青年中央会 の基盤強化に協力し事業活動を支援する。

(2) 長野県中小企業団体事務主任者会への協力

組合事業を推進する組合事務局の責任者が、専門的知識の習得や資質の向上のため、会員相互の研鑽を目的とする長野県中小企業団体事務主任者会の基盤強化に協力し事業活動を支援する。

(3) 長野県中小企業組合士協会への協力

更なる資質の向上を目的とする中小企業組合士 制度により、資格取得した中小企業組合士が組織 する長野県中小企業組合士協会が行う事業活動を 支援し、組合士制度の普及、受験者の拡大に協力する。

9. 職業紹介事業

無料職業紹介事業者(平成24年1月31日無料職業

紹介事業者届出済)として、会員組合及び組合員企業の人材確保のためマッチング等を行う。

将来を担う人材確保が厳しくなる中で、採用意欲のある中小企業のニーズに応えるべく事業を推進する。

叙勲・褒章受章者顕彰ご芳名

(順不同・敬称略)

	氏 名	組 合 名
旭日双光章 (令和元年 秋)	加藤文人	長野県クリーニング生活衛生同業組合
瑞宝単光章(令和元年 秋)	寺 田 福治郎	信州打刃物工業協同組合
旭日双光章(令和2年 春)	太田哲郎	須坂市機械鉄工協同組合
瑞宝単光章(令和2年 春)	石 田 俊 雄	信州打刃物工業協同組合

長野県知事表彰受賞者顕彰ご芳名

(順不同・敬称略)

年 度	氏 名	組 合 名
令和元年	遠藤汎威	協同組合浅間テクノスター
令和元年	平 林 克 敏	長野県農業機械商業協同組合
令和元年	山 嵜 晃	協同組合ハイコープ

表彰状贈呈者ご芳名

(順不同・敬称略)

	氏 名	組 合 名
理事	太田哲郎	須坂市機械鉄工協同組合
理事	藤沢一三	長野県電気工事業工業組合

表彰状贈呈者ご芳名

(順不同・敬称略)

	組 合 名
代	協同組合長野駅前商店会
代	長野県福祉共済協同組合
代	協同組合長野CI開発センター
代	信州LOHAS事業協同組合
代	株式会社ネクスパイア
代	協同組合中野ぽんぽこスタンプ会
代	飯山市本町商店街協同組合
代	アート事業協同組合
代	協業組合みのわ車検センター
	代 代 代 代

感謝状贈呈者ご芳名

(順不同・敬称略)

氏	名	役 職 名
清水	貞 男	長野県中小企業団体中央会上小支部・前支部長
阿部	眞 一	長野県中小企業団体中央会佐久支部・前支部長
花村	薫	長野県中小企業団体中央会松本支部・前支部長
太田	純 雄	長野県中小企業団体中央会大北支部・前支部長

役 員 名 簿

(順不同・敬称略)

						仅 貝
役	職		氏	名		組 合 名
会	長	黒	岩		清	長野県信用組合
副组	長	髙	木	正	雄	北信建設事業協同組合
副组	長	阿	部	眞	_	岩村田本町商店街振興組合
副组	長	花	村		薫	明科工場団地協同組合
副组	長	中	田	教	_	飯田味噌醬油工業協同組合
副组	長	高見	1澤	秀	茂	長野県石油協同組合
専務	理事	井	出	康	弘	長野県中小企業団体中央会 (専従)
理	事	夏	目		潔	協同組合長野アークス
理	事	鈴	木	教	義	株式会社鈴木
理	事	宮	後	睦	雄	テクノハート坂城協同組合
理	事	中	島	克	文	協同組合ナガノ駅前センター
理	事	堀		雄	_	長野卸売市場協同組合
理	事	宮	澤		度	長野県広告塗装事業協同組合
理	事	中	嶋	君	忠	株式会社デリクックちくま
理	事	太	田	哲	郎	須坂市機械鉄工協同組合
理	事	-	野尾		宏	長野木材協同組合
理	事	金	澤	久主	二彦	長野市水道工事協同組合
理	事	早	JII	房	義	南石堂町商店街振興組合
理	事	荒	井	英	和	長野県保険代理業協同組合
理	事	荒	 井	 売	治	協同組合ながのリサイクルテクノ
理	事	清	水	光	朗	長野コンピューター印刷製版協同組合
理	事	星	沢	卓	也	東法出版事業協同組合
理	事	春	日	孝	之	長野産業機材協同組合
理	事	市]]]	大	造	不二越機械協力者協同組合
理理	÷					
	事	都	築	/H1	透	長野県木材協同組合連合会
理	事	藏	谷蛭	伸四四	<u></u> —	長野県建設事業協同組合連合会
理	事	高士	橋	昭	可	長野県トラック事業協同組合連合会
理	事	木	下	博士	隆	長野県東豆腐工業協同組合
理	事	鷲	澤	幸	_	長野県セメント卸協同組合
理	事	-	都宮	進工		協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター
理	事	飯	島	正常	博	長野県鐵構事業協同組合
理	事	藤	原			長野県自動車車体整備協同組合
理	事	藤	森	英	夫	長野県印刷工業組合
理	事	藤	沢		=	長野県電気工事業工業組合
理	事	逢	澤.	正	文	長野県生コンクリート工業組合
理	事	山	本	孝	雄	長野県板金工業組合
理	事	塚	原	富	勝	長野県砕石工業組合
理	事	井	堀	雅	秀	長野県自動車整備商工組合
理	事	渡	邉	英	世	長野県農業機械商業協同組合
理	事	中	村	実	彦	長野県ホテル旅館生活衛生同業組合
理	事	小	林	健		長野県中小企業労働問題協議会
理	事	宮	崎	正	毅	高水木材協同組合
理	事	小	林	清	素	北信プラスチック事業協同組合
理	事	上	海	_	徳	飯山仏壇事業協同組合
理	事	手	塚	達	也	コトヒラ工業事業協同組合
理	事	龍	野	彰	宏	上田紙文具事業協同組合
理	事	若	林	順	平	デンセン事業協同組合
理	事	五.	味		香	上小トラック事業協同組合
理	事	山	崎	正	寛	上田市上下水道事業協同組合
理	事	桑	原	茂	実	上田卸商業協同組合
理	事	山	木		勝	カネテック協同組合
理	事	柳	島	隆	$\stackrel{-}{-}$	海野町商店街振興組合

11	1	守				(順个同・敬称略)					
役	職	氏 名				組合名					
理	事	栁	沢	昌	美	上小建設事業協同組合					
理	事	河	野	正	美	長野県環境整備事業協同組合					
理	事	油	井	福	久	佐久トラックセンター協同組合					
理	事	遠	藤	汎	威	協同組合浅間テクノスター					
理	事	山	浦	友		佐久生コン事業協同組合					
理	事	小	林	_	吉	臼田建設事業協同組合					
理	事	依	田	方	伯	芙蓉酒造協同組合					
理	事	小林	目沢	德	_	東信木材センター協同組合連合会					
理	事	唐	沢	政	彦	中信企業振興協同組合					
理	事	古	田	俊	輔	松本市水道事業協同組合					
理	事	宇	治	正	皓	塩尻機械金属工業協同組合					
理	事	増	田	博	志	上土商店街振興組合					
理	事	中	野	成	人	中信トラック協同組合					
理	事	土.	田	泰	秀	松筑精密機械工業協同組合					
理	事	伊	藤	英	利	長野県税理士協同組合					
理	事	大	原	善善	彦	長野県室内装飾事業協同組合					
理	事	清	水	隆	雄	長野県菓子工業組合					
理	事	塚	田田	長	志	長野県中古自動車販売商工組合					
理	事	北	原	國	人						
理	事	室	山	正	幸	協業組合塩尻車検センター					
理	事	丸	山	幸	<u>-</u> 作	松本流通センター協同組合					
理	事	鷲	澤	文	治	協同組合中央経友会					
理	事	傳	刀		介	大北生コン事業協同組合					
理	事	本	田	幸	<u></u>	大北リサイクル事業協同組合					
理	事	重	野	_ <u>+</u> 信	孝	木曽エルピーガス事業協同組合					
理	事	野野	村	ΙΠ	弘						
理理	事事	野野									
\vdash			村匠	臣文	稔	諏訪工業協同組合					
理	事	奥	原置	賢田		諏訪商業協同組合					
理	事	中	澤出	或	忠	長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合					
理	事	山	嵜	—	晃	協同組合ハイコープ					
理	事	澤	<i>(</i>)	宣	夫						
理		山		恭	博						
理	事	小	池	大	洋土	諏訪トラック協同組合					
理	事	菊	島	哲	夫	茅野市建設事業協同組合					
理	事	酒	井	\.	悟	伊那平生活環境事業協同組合					
理	事	赤	羽	義		日経事業協同組合					
理	事	唐	澤	富	永	上伊那自販サービスセンター協同組合					
理	事	浅	原	隆	_	上伊那生コン事業協同組合					
理	事	橋	爪	利	行	上伊那食糧事業協同組合					
理	事	原		正	_	伊那市水道事業協同組合					
理	事	木	下	隆	由	下伊那生コン協同組合					
理	事	三	石	邦	英	南信ネットワーク協同組合					
理	事	原		義	博	飯田車両整備協同組合					
理	事	岩	原	克	典	飯田水引協同組合					
						理事95名					

監	事	利村	艮川	雄	$\stackrel{-}{-}$	利根川歯車協業組合
監	事	内	山	三	男	協同組合東御市工業振興会
監	事	齋	藤	_	彦	協業組合大町車検センター
監	事	原			功	岡谷市水道事業協同組合
監	事	末	岡	和	広	長野県製本工業組合
						監事5名

中央会インフォメーション

株式会社西軽精機が長野県から 「職場いきいきアドバンスカンパニー」に

認証されました

4月1日、株式会社西軽精機が、「職場いきいきアドバ ンスカンパニー」として県に認証されました。「職場いき いきアドバンスカンパニー | 認証制度とは、多様な働き方 の導入や非正規社員の処遇向上、職場の環境改善に取り 組む企業を長野県が認証する制度です。

西軽精機はこれまで、短時間正社員制度によりパート 従業員を正社員へ転換する取り組みや、フレキシブル働 き方制度により、家族の事情で出勤時間が安定しない社 員でも安心して働ける環境を整えるなど、様々な方向か ら働きやすい環境づくりに尽力してきました。

「職場いきいきアドバンスカンパニー」に認証されたこ

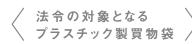


代表取締役社長 上原大輔 様

とで、従業員が「いきいき」と働くことができる「一歩進んだ」(アドバンス)企業として周知 されることになり、職場の活性化のみならず、優秀人材の確保・定着や企業のイメージアッ プ等の効果も期待されています。

レジ袋の有料化がフ月から開始

近年、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などが深刻化している状況を踏まえ、令 和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が義務付けられます。プラス チック製買物袋を扱う小売業者を営む全ての事業者が対象となりますので、ご確認くださ い。なお、詳細につきましては、経済産業省のホームページ等でご覧いただけます。







運ぶために用いる、持ち手の ついたプラスチック製の買物袋

判断ポイント 01 / 素材





判断ポイント 02 / 持ち手





「判断ポイント 03 / 商品を入れるか]









中央会インフォメーション

自社内の働き方改革を検討している事業主の皆さま

長野働き方改革推進支援センターのご案内

長野働き方改革推進支援センターでは、長野労働局からの委託を受けて働き方改革の対応に向けた

- ①電話による個別相談 ②事業所訪問による相談支援
- 3 出張相談会 4事業主向けセミナー を無料で実施しております。

忙しくて相談に行く暇がない … そんな場合でも大丈夫!

社会保険労務士等の専門家が事業所に訪問し、労務管理上の疑問点をお聞きし、最大 5 回まで支援を行っています。

以下の対応はお済みですか!?

有給休暇 年5日取得

2

時間外労働の上限規制

3

同一労働同一賃金

サポート事例

李援内容

「不合理な待遇差解消の ための点検・検討マニュアル」 等を使い点検・確認。 確認の結果、不合理でない といえない待遇があった。 施行までに対応を実施。

づ相談の命

同一労働同一賃金の 対応に向けて、現在の 状況に問題がないか 確認してほしい

李 援 内 容

就業規則の改正事項を 記載例を示しながら 改正まで支援を実施。 併せて36協定の新様式の 策定支援や活用できる 助成金をご案内。

グ相談内命

現行の就業規則 が実態と合って いない



無料で サポートします!

働き方改革推進支援センターとは・・・

政府が推進する働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の 方々を中心に、

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 賃金引き上げと労働生産性向上
- ④ 人手不足の解消に向けた「魅力ある職場づくり」 等の取組を支援するため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を 設置し、様々な関係機関と連携して事業を実施するものです。

●働き方改革推進支援センターにおける事業内容

- ① 電話相談等による個別相談 労務管理等に関する専門知識を有する専門家による電話、窓口相談等 を行います。
- ② 企業訪問による相談支援 賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門 的知識を有する専門家による企業への個別訪問による相談対応を行いま す。
- ③ 市町村および商工会議所等における出張相談会の実施 地域の隅々まで支援を広げるため、市町村・商工会議所・商工会、 中小企業団体中央会等において、出張相談会を実施します。
- ④ 商工会議所等と共同開催による事業主向けセミナーの開催 商工会議所等において、同一労働同一賃金や労働時間制度のご紹介や 労務管理の手法等を普及するための事業主向けセミナーを開催します。

●働き方改革推進支援センターのご利用について

- ① ご相談はすべて無料です。
- ② 労働基準法等労働関係法令の具体的な適用などのご相談については、法的解釈に基づく説明は行わず、技術的助言であって法的助言は行いません。 (法的解釈等については、労働局・労働基準監督署へお問合せ下さい。)

ご相談窓口

長野働き方改革推進支援センター 🛱 0800-800-3028

長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業団体中央会 内

長野県中小企業団体中央会は長野労働局より「働き方改革推進支援事業」を委託されています

厚生労働省 長野労働局

中央会インフォメーション

11月3日は「高野豆腐の日」

~全国凍豆腐工業協同組合連合会~

全国凍豆腐工業協同組合連合会が、11月3日を「高野豆腐の日」に制定しました。同会は、和食の代表的な食品である高野豆腐の食文化の継承、魅力の再発見を願い、「文化の日」であり、同日から年内残り58(こうや)日となるこの日を記念日に選びました。

高野豆腐は、全国の消費量のほぼすべてを長野県が生産しています。2018年の秋には、高野に豊富なレジスタントタンパク質が脂質代謝を促すことなどがTV番組で取り上げられて話題となりました。そこに消費者の健康志向の高まりも重なって、高野豆腐の消費量は増加してきました。

同会は、今回の記念日制定をきっかけにして、消費者の認知度向上と更なる消費拡大を 目指しています。

全中インフォメーション

●令和2年度補正予算の成立にあたって

森会長は4月30日、補正予算が成立したことを受け、「新型コロナウイルス感染症の拡大するなか、政府による緊急事態宣言発令のもと、中小企業と組合は、一丸となって、さらなる感染拡大防止と一刻も早い鎮静化のために、在宅勤務の実施、GW期間中の接触機会の低減に向けて最大限の努力を尽くしている。

一方、外出制限等の需要蒸発により、経営基盤の弱い中小企業への打撃が極めて深刻となっている。

本日成立した補正予算は、先般決定された緊急経済対策の執行を担うものであり、迅速に成立したことを評価したい。特に、現金が給付される持続化給付金が明日から申請受付が開始されることは大変ありがたい。

存続の危機に瀕する中小企業の倒産・廃業防止と雇用維持のためにも、補正予算が当初予算と合わせて、迅速かつ末端まで広く行き渡るよう、しっかりとした運用体制を整備していただくことを強くお願いしたい。

これからの資金繰りや雇用維持の状況を踏まえ、例えば、持続化給付金の上限等の要件緩和と継続等の必要性や、間接費に大きなウエートを占めている賃貸料への支援策の取組みなど、刻々と変わる状況に応じた、さらなる支援策の実行を求めたい。

また、一定の収束が見通せた段階では、旅館業・飲食業、製造業などさまざまな業種別にきめ細かな需要を喚起する大胆な対策の実行とともに、生産性向上、テレワーク、リモートワーク等による働き方改革、少子化対策、デジタル化促進による新事業、新製品・新サービスの創出など中長期的な課題の解決克服を図る対策をも併せた経済対策の実行を期待する。

全国中央会も都道府県中央会および3万8千の組合等と連携して、この難局を切り抜けていく所存である」と意見表明した。

信州ののりの分子があり



旧開智学校校舎

国宝旧開智学校校舎

近代学校建築としては初の国宝

昨年9月30日、松本市にある旧開智学校校舎が 国宝に指定されました。近代の学校建築が国宝に 指定されたのは、今回が初めてとなりました。国 宝指定にあたり、文化庁からは「和洋の要素を用 いて独創性豊かで優れた意匠の校舎に再構築する とともに、全国で盛行した擬洋風校舎の中でも先 駆的な計画性と高い完成度を備えている。」「近代 化を推進した開化期の洋風建築受容を示し、近代 教育の黎明を象徴する最初期の擬洋風学校建築と して、深い文化史的意義を有している。」と評価さ れました。

擬洋風建築の味わい

明治初期、西洋の文化を積極的に取り入れる文明開化の時代に、建物にも洋風のものが求められるようになりました。しかし、実際に建物を施工する大工たちに当然ながら洋風建築を造った経験はありません。そのため、東京や横浜、



工業家 立石 清重

大阪や神戸などの先進地へ見学に行き、洋風建築の情報を集めるとともに、持ち前の伝統技術を応用して洋風に見立てたり、身の回りの材料を工夫して洋風に似せたりすることが行われました。このようにして、和風や洋風など様々な要素が混ざり合った擬洋風建築が誕生しました。旧開智学校校舎もそのうちの一つで、設計施工は地元の大工棟梁である立石清重が務めました。

旧開智学校校舎の魅力

旧開智学校校舎は、こうした擬洋風建築の特質をよく備えている一方で、他とは一線を画す豊かな独創性を持ったデザインも兼ね備えていることが高く評価されています。例えば、建物の正面に西洋由来の天使の看板と、日本で伝統的に用いら

れてきた龍の彫刻を並べて配置するという大胆不 敵なデザインは、旧開智学校校舎にしか見られな い貴重なものです。

開智学校と実業教育

日清戦争後、全国的に実業教育の振興が叫ばれ、開智学校にも、明治35年に松本実業補習学校男子部・女子部が付設されました。小学校を卒業した児童が働くために必要な知識技能を勉強するための学校で、当初は商業教育が中心でしたが、後に農業科や裁縫科も設置されました。一般的な教科のほかに「商業簿記」や「製図」、「農芸化学」といった授業があり、裁縫科では足袋や袴などの作り方を勉強しました。開智学校が子どもたちの様々な学びを担っていたことを示すエピソードの一つでオ



松本女子職業学校四年卒業写真 大正4年



松本実業補習学校男子部卒業写真 大正13年

旧開智学校校舎の国宝指定は大変嬉 しく思います。今後も、校舎の更なる 活用・整備に努めていきます。

松本市長 臥雲 義尚



いからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 161

上田プラスチック株式会社(上田市)

金型、成形、樹脂溶着の得意技術を活かす 省力化ライン構築技術で顧客要求に応える。

顧客からの厳しい要求に応える

上田プラスチック は、日用雑貨、文具 などのプラスチック 製品および部品の製 造メーカーとして 1960年に創業。現 在、金型設計・製作 を行う関連会社のほ



自動車ブレーキオイルのリザーバタンク

か、中国、タイに現地法人を展開し、自動車用、 事務機器用、電動工具用など約7.600種類の工業 用プラスチック部品を生産しています。

多様な機能性樹脂の特性を熟知した金型づくり と成形技能を強みに、1日に1台の成形機で平均 2~3型替え、工場全体では30型以上の段取りを 行うなど、徹底した多品種少量生産体制を構築。 最初の組立工程から最後の仕上げ工程まですべて 一人で行うワンマンフルASSY設備の導入など、 成形、後処理、組立、仕上げまでを自社で行うこ とで、精度、納期、コストなど顧客からの厳しい 要求に応えています。

ここで力を発揮しているのが、製造ロボットを はじめとする省力化装置・システムの設計・開発 を自前で行う技術力。自動車重要保安部品の生産 で培った高度な品質保証体制も強みです。

主力製品である自動車ブレーキオイルのリザー バタンク、電動工具の筐体などを特徴づけるのが、 同社が得意とする樹脂と樹脂をくっつける樹脂溶 着技術。工程の自動化にも早くから取り組み、成 形から溶着までの完全自動化と無人化を実現。さ らに超音波溶着、オービタル溶着などの溶着技術 にも展開しています。

検査、整列ストックを完全自動化



樹脂と樹脂をくっつける技術を活かしたボデー

一方で、課題は人 手による検査や作業 が多いこと。例えば、 成形品の外観検査は 1点ずつ人が目視で 行い、合格品をコン テナに並べ (整列)、

それを重ねたストッ カーを移動し、梱包 から出荷までの作業 は人手に頼ります。

同社はそれを解決 するため、平成26年 度補正ものづくり補 助金を活用。新たに 構築する自動車部品 生産ラインの検査、 整列ストックの工程 の完全自動化と、成



スカラロボット



形から検査、整列ストックまでを1つの工程に集 約することに取り組みました。

検査工程ではカメラ自動検査システムを、整列 ストック工程ではロボットによる自動整列・オー トストッカーシステムを、それぞれ自社で開発・ 製作。この2つのシステムの導入で24時間の完全 無人化生産が可能になり、それによるコストダウ ンと品質の安定化により、大きな価格優位性を持 つことができました。

同社ではこの成果をほかの生産ラインにも投入 していく計画。培った技術資源の蓄積を活かし、 ものづくり基盤技術の向上、他社との差別化、優 位性の確立を目指しています。



上田プラスチック株式会社

代 代表取締役社長 飯島洋-立 1960 (昭和35) 年6月

資本金 2,200万円

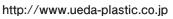
従業員数 100名

上田市岩下229

TEL.0268-35-0091 FAX.0268-35-2541

プラスチック射出成形、成形部品切削加工、

樹脂成形品の溶着加工・アセンブリ、金型 設計・製作など



が淡逸すいもず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 162

日本ミクロン株式会社(岡谷市)

新技術・新工法で世界的な需要の高まりに応えるマイクロエレクトロニクスパッケージの開発型企業。

各種モジュール基板、 センサーパッケージ用基板を生産

さまざまな分野で需要が拡大するエレクトロニクス製品の核として、より高密度、より多機能へと加速度を増す、IC。その進化を支えているのが、半導体パッケージ基板の高密



半導体パッケージ

度化、小型化、薄型化、放熱性、高周波特性、省 電力、立体化など多様な特性、機能の実現です。

日本ミクロンは、半導体パッケージ基板をはじめ、モジュール基板、センサーパッケージの設計・製造を行う技術開発型企業。1975(昭和50)年に創業以来つねに技術革新を目指し、最高水準の新技術・新工法の研究開発に挑戦しています。

穴埋め技術、キャビティ形成工法、プレス加工 技術、貼り合わせ工法、ピン立て技術など、半導 体パッケージ基板製造における技術ノウハウも豊 富。それを独自に組み合わせることによって、自 動車、携帯電話、産業機器、医療、防衛、航空・ 宇宙など、業界・産業や利用シーンに最適な各種 マイクロエレクトロニクスパッケージ基板を生産 しています。

また、半導体パッケージ基板の高密度実装を実現するため、部品実装後に基板同士を貼り合わせて部品を基板内に埋め込む技術を追求。その高い技術を活かし、自社ブランドの近距離無線通信用デバイス(RFIDタグ)を開発・販売しています。

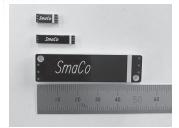
近距離無線通信は、Bluetooth、Wi-Fi、RFID など各種通信方法による情報管理の要。例えば、RFIDタグを利用したシステムは、工程管理や部材管理、工具管理が可能となっています。

RFID関連を売上げの柱に

RFIDタグに求められているのは、通信感度を維持したまま、さらに小型・軽量化を図ること。同社では特に要望が強い航空機分野からの受注拡大を目指し、平成25年度補正ものづくり補助金を活用、この画期的な開発に取り組みました。目指

したのは、体積比30%以上の小型化と、重量比30%以上の軽量化。 もちろん通信感度は維持されていなければなりません。

RFIDタグの製造に 新たなUV照射装置を 導入し、小型・軽量化 に適した材料の加工を 実現。さらに専用通信



小型・軽量化した金属対応 UHF帯RFタグ(RFID)



JV-30コンベア装置

測定装置を導入し、顧客が求める通信感度の測定・評価を行えるようにしました。

その成果は確実に上がり、目標値をクリア。小型・軽量化した製品の販売も順調です。同社では 航空機分野に限らずRFID関連の世界的な需要の 高まりを受け、将来的に売上げの柱にと期待。膨 大な部品の個体管理やトレーサビリティ、設備管 理、工具管理など、RFIDタグとそのシステムが



UHF帯RFID測定器

利用できる分野への販売拡大のため営業活動を強化しています。また、次世代に向けて、センサーを内蔵したRFIDタグの開発も進めています。



日本ミクロン株式会社

代 表 代表取締役 小松 隆次 設 立 1975 (昭和50) 年9月

設 立 1975 (昭和 資本金 4,800万円

従業員数 60名

本 社 岡谷市川岸上三丁目4-5

TEL.0266-23-8373 FAX.0266-23-1223

事業内容 電子回路基板、モジュール基板、センサー パッケージ、RFIDタグの製造・販売

https://www.nihon-micron.co.jp



協会けんぽからのお知らせ

平成30年度インセンティブ制度で長野支部は全国20位

協会けんぽでは、平成30 (2018) 年度から新たに「インセンティブ (報奨金) 制度」を導入しました。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ (報奨金) を付与し、ご負担いただいている都道府県支部毎の「健康保険料率」に反映させるものです。長野支部は47支部中20位でした。今後もこの取組は続きますので、皆さまのご協力をお願いします。

■平成30(2018)年度の実績 ⇒ 令和2(2020)年度の健康保険料率に反映

5つの評価指標	実績 (%)	全国平均 (%)	偏差値 (得点)	順位
① 特定健診等(*1)の実施率	55.8	50.5	52.2	13位
② 特定保健指導の実施率	24.7	15.9	56.9	10位
③ 特定保健指導対象者の減少率	32.0	32.9	41.9	36位
④ 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率	10.8	10.3	50.9	14位
⑤ 後発医薬品の使用割合	76.6	74.4	55.0	12位

偏差値合計 256.9点 総合計 20位

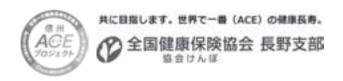
(※1) 特定健診等…被保険者の生活習慣病予防健診と事業者健診データ取得、被扶養者の特定健診

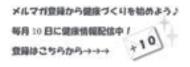


■皆さまにお願いしたいこと

平成30 (2018) 年度は、5つの評価指標のうち、「特定保健指導対象者の減少率」が全国平均以下となりました。この指標を向上させるために、特定保健指導の対象とならないように日頃から適度な運動・禁煙・バランスの取れた食事等、健康的な生活習慣に取り組んでいただきますようお願いします。また、特定保健指導の対象となった場合は、プログラムを最後まで取り組んでいただくとともに、必要に応じて医療機関の受診をお願いします。

全ての事業主、加入者の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートしますので、共に取り組んでいきましょう。







外国人労働者受け入れの現状と今後の課題 Ⅲ

4月号と5月号では、日本に居住・滞在する外国人の在留資格には多くの種類があることをご理解いただいたと思います。在留資格については、大小さまざまな「船」にたとえてイメージすると分かりやすいのではないでしょうか。「永住者」は在留期間と日本での活動がいずれも制限されない「大型船」。逆に、最長でも90日滞在できるだけの「短期滞在」の資格は、少し風が吹けば倒れそうな「一寸法師のお椀の舟」。また、外国政府の大使・総領事などの在留資格「外交」は、外交特権を持つ外交官を接遇する「豪華客船」です。今回は少し別の角度から外国人の法律問題を考えてみましょう。

クルーズ船での責任分担

「豪華客船」といえば、新型コロナウイルスの集団感染でまず問題になったのがクルーズ船であったことは記憶に新しいところです。クルーズ船は入港国のほかに、船籍国(旗国)、船会社の国がそれぞれ異なることが多く、三者の責任分担が国際法上問題になります。しかし、これを定める国際ルールがありません。「ダイヤモンド・プリンセス」は、発着地は日本でしたが、船籍が英国、船会社が米国企業でした。日本政府の対応が前面に出ましたが、実は英国、米国企業の責任分担についても議論すべきだったのです。

そこで、このような責任のあり方を定める国際ルール策定に日本政府が乗り出しました。2020年度補正予算に調査研究費6,000万円が盛り込まれ、専門家からヒアリングした上で国際社会に働きかけることになります。

船舶の複雑な法律関係

船舶については、このように法律関係が複雑になります。 国際法では、どこの国にも属さない公海上の船の管轄権は 旗国が持ちます。一方、基線から12海里(約22キロ)以内 の領海では、沿岸国の領域主権が及びますが、旗国との調 整が必要になります。さらに、基線の陸地側の海域では、 沿岸国の完全な領域主権に服します。

もっとも、日本の港に入港中の外国の私船上で犯罪が行われた場合、刑事裁判権は沿岸国である日本、旗国のいずれにあるのかが問題になります。この点については、原則として沿岸国にあるとする立場(英米主義)と、限定された犯罪についてだけ沿岸国に刑事裁判権があるとする立場(フランス主義)に分かれています。そのため、二国間条約で沿岸国が刑事裁判権を行使できる犯罪を予め特定するようになっています。

このほか、船舶中で遺言書を作らなければならない急な必要に迫られることがあります。たとえば、日本の領海で船が遭難した場合などです。日本の民法は、「遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。」(967条)と規定しています。つまり、普通の方式として自筆証書遺言など3種類の遺言があり、これとは

別に「特別の方式」があります。船舶が遭難した際は、この「特別の方式」が適用され、通常よりも簡易な方式で遺言書を作成できるようになっています(同法979条)。

「渉外相続」という法分野

このように、日本の領海で船が遭難した場合、在船する 遺言者が日本人であれば上記 「特別の方式」によって遺言書 を作ることができます。一方、遺言者が外国人の場合はど うでしょうか。この点については、「法の適用に関する通 則法」が規定しています。すなわち、「遺言の成立及び効力 は、その成立の当時における遺言者の本国法による。」(37 条1項)とされます。上記ケースでは、外国人の本国法を 適用することになります。さらに、船に乗っていた外国人 が死亡した場合は、同法36条が「相続は、被相続人の本国 法による。」と規定していますので、やはり外国人の本国法 が適用されます。ただし、この2つのケースで外国人が日 本に住所又は居所がある場合は、適用する法が日本法にな る可能性が出てきます。同法41条本文は「当事者の本国法 によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によ るべきときは、日本法による。」と定めているためです。ブー メランのようなこのルールを 「反致」といいます。たとえば 被相続人が英国人で日本に最後の住所があった場合には、 遺言書の検認については「反致」が認められることになりま す。このように、被相続人又は相続人が外国人である場合 の相続を「渉外相続」といいます。

在留外国人の増加に伴う今後の課題

日本に在留する外国人は、2019年末時点で293万3,137人。このうち永住者が最も多く79万3,164人です。在留外国人全体では、現在の年齢層は壮年期が多数を占めていると考えられます。しかし、永住者や日本人の配偶者をはじめとして日本に長く住む予定の外国人は、いずれ齢を重ね、その多くは日本において看取られることになります。日本で最期を迎える外国人は、今のところ多くはありませんが、将来的には確実に増えてきます。このように外国人が日本

で亡くなった場合に生じるのが、「渉外相続」の手続きです。特に現下の状況を鑑みるに、新型コロナウイルスの蔓延に伴い、在留外国人の中にも感染で亡くなる人が出るかもしれません。「渉外相続」は、行政書士業務としては新しい分野ですが、コロナ禍の現在においては喫緊の課題でもあります。「渉外相続」についてお困りの際は、行政書士会にお問い合わせいただきたいと思います。



横浜港大さん橋国際客船ターミナル に停泊中のクルーズ船 (2018年11 月10日撮影)

外国人労働者の安全確保をお願いします!

長野労働局労働基準部 健康安全課

平成31年4月より、改正出入国管理法が施行され、在留資格「特定技能」が追加されるなど、国内で外国人労働者を受け入れる動きが大きくなっています。実際、長野県内でも外国人労働者は増加しており、令和元年における外国人労働者数は20,015人と過去最高になりました。

そのような中、外国人労働者の労働災害が大きな課題となっています。6月は「外国人労働者問題啓発月間」となっていますので、本稿を参照いただきながら、外国人労働者の安全確保を図っていただければと思います。

1 外国人労働者の労働災害発生状況

(1) 労働災害発生状況概要

外国人労働者の増加により、外国人労働者の 労働災害は、近年増加傾向にあります(【図1】)。 属性別に見ると、業種別(【表1】)では、製造 業(特に食料品製造業や金属製品製造業)で多く なっています。また、国籍別(【表2】)では、中 国やフィリピンが多くなっていて、在留資格別 では、技能実習(24人)と定住者・永住者等(30人)

の割合が高くなっています。これらの割合は、

在留外国人労働者の構成比とほぼ同じ傾向です。

【図1】外国人労働者の死傷者数推移



【表1】業種別外国人労働者の死傷者数(令和元年)

	業	種	死傷者数		業		種		死傷者数
	食料	品製造業	14	建	設	業	農	業	6
刬	金属	製品製造業	11	農				業	5
製造業	鉄	鋼 業	3	卸	売·	- /]	、売	業	3
兼	機械	器具製造業	3	旅	館業	• 1	飲食	店	5
	その	他製造業	7	そ	のイ	也σ) 業	種	6

【表2】国籍別外国人労働者の死傷者数(令和元年)

国 籍	死傷者数	国 籍	死傷者数
中国(含台湾等)	15	ブ ラ ジ ル	6
フィリピン	14	インドネシア	5
ベトナム	8	そ の 他	15

(2) 外国人労働者の労働災害発生傾向

次に、外国人労働者の労働災害発生率を見ます。概算ですがデータは【表3】のとおりです。 全労働者では発生率2.28(労働者1.000人当たり 1年間で2.28人が被災する割合)となっている 一方、外国人労働者は発生率3.15となっており、 約1.5倍労働災害が発生しやすい計算となりま す。

【表3】外国人労働者の労働災害発生割合

	労働者数(千人)	死傷者数(人)	発生率(‰)
全 労 働 者	923*	2,107	2.28
外国人労働者	20	63	3.15

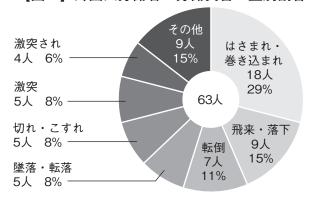
※平成29年就業構造基本統計調査(総務省)

では、「なぜ外国人労働者に労働災害が多く 発生する傾向にあるか」を調べるために、外国 人労働者に特徴的な労働災害の傾向を見ます。 外国人労働者の労働災害の型の傾向は次頁の 【図2】のとおりで、はさまれ・巻き込まれ災害 が最も多くなっています。また、その他では、 飛来・落下や激突、激突されといった型が、全 労働者の労働災害の型別割合と比較して多く なっています(【図3】との比較)。

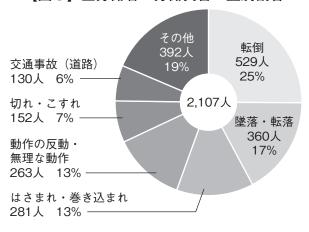
外国人労働者の死傷者が製造業に多いことに よる影響が考えられますが、全労働者と外国人 労働者の製造業におけるはさまれ・巻き込まれ 災害の割合を比較しても外国人労働者の方が高 いことを踏まえると、主たる要因とは考えられ ません。

はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下、激突、 激突されといった災害の型は、例えば全労働者 で大きな割合を占める動作の反動・無理な動作、 交通事故(道路)と比較して、事業場における教 育・研修や標識・掲示の効果が労働災害発生率 に大きく寄与します。このため、外国人労働者 は、日本人の労働者と比較して、仮に同様の教 育・研修や標識・掲示等の対策が行われていた 場合、これらによる危険箇所・行動の理解が不 十分であることが、労働災害の発生率が高く なっている一因と考えられます。

【図2】外国人労働者の労働災害の型別割合



【図3】全労働者の労働災害の型別割合



2 外国人労働者の安全衛生対策

(1) 教育の徹底

安全確保、とりわけ重篤な災害の防止には、 日本人の労働者同様に危険箇所・行動を理解してもらうことが重要です。そのためには、雇入れ時の安全衛生教育を徹底することが最も優先すべき対策の一つとなります。労働安全衛生法では、外国人労働者も含む労働者を雇い入れたときや新しい作業に就かせるときは、その作業について、以下の事項を労働者に教育することを事業者に義務付けています。

- 1. 機械、原材料等の危険・有害性と取扱方法
- 2. 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能と取扱方法
- 3. 作業手順に関すること
- 4. 作業開始時の点検に関すること
- 5. 作業関連疾病の原因と予防に関すること
- 6. 整理、整頓、清潔の保持に関すること
- 7. 事故時等の応急措置、退避に関すること
- 8. その他安全衛生の確保のために必要なこと

なお、外国人労働者への教育に当たっては、 言語の違いが課題となる可能性があるため、教 育・研修用のテキスト等の教材を、長野労働局 HPに掲載しています。業種別・言語別に載せ ていますので、是非ご活用ください。

(2) その他必要な対策

その他に特に外国人労働者を雇用する事業場 で講じるべき安全衛生対策としては、

- ・必要な日本語や合図の教育(労働災害防止 のための指示を理解できるようにするた め)
- ・図解を用いた標識・掲示の活用(漢字が読めなくても内容が理解できるようにするため等)

などがあります。いずれについても、単に「法 違反にならないため」という意識ではなく、外 国人労働者の理解度を見ながら実施することが 重要です。

3 総括(外国人労働者の雇用に当たって)

2060年には日本の総人口が9,000万人を下回り、 労働力人口は現在よりも1,800万人減少するとしている試算もあります。その中で生産量を維持、 発展させるため、幾分かを外国人労働力に頼るというのが、現在の政府の方針です(未来投資戦略 2018)。このために出入国管理法が改正されたところであり、外国人労働者の受入れは続くものと思われます。

外国人労働者を雇用するに当たっては、言語、 文化、風習の違いを踏まえて、雇用管理や安全衛 生の確保等に特別な配慮を必要とします。6月は 「外国人労働者問題啓発月間」となりますので、今 一度、自社取組の点検と、必要な改善を図ってい ただければと思います。

(問合先) 長野労働局労働基準部健康安全課 電話番号: 026-223-0554

新型コロナウイルス感染症対策情報

4月22日、職場内での感染予防対策等の普及について、中小企業団体を含む100団体に要請をさせていただきました。要請文書の中身をパンフレットにしたもの(取組確認チェックリストや陽性者が出た場合の対応ルール例付き)を各労働基準監督署において配布しているほか、長野労働局ホームページに掲載しています。

長野県内では緊急措置は縮小が進んでいますが、各事業場における感染予防のための取 組は継続いただきますようお願いします。

ビスのご紹介

ETC 車載器の 販売、セットアップ できます。

大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、 ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し 利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度(後払制度)

上記、大口・ 多頻度割引制度に該当しない組合員のために 当組合のETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じ てマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

長野県商工振興会 (協)

http://www.alps.or.jp/shoko/

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内 TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

持病を お持ちの方も ご相談 ください。

支

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上の入院	30日以上入院した場合の合計額(①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で 70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	- 時金で 21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

20-86-943

北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階 【東信支部】 上田市常田 2 丁目 20-26 トキダビル3階 TEL.0268(24)1789 【中信支部】松本市中央1 丁目 23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510 【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルパレス1階 TEL.0266(78)4033

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱*(月払)の場合、 一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクを カバーする保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

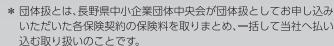
業務災害補償保険 取扱代理店 大樹生命保険株式会社





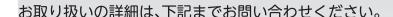






- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ たっては、「設計書(契約概要) | 「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL: 0263-34-3585 https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部 TEL:026-226-2820 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 上田営業部 TEL:0268-24-2755 松本営業部 TEL:0263-35-8519 **あづみ野営業部** TEL:0263-84-0256 佐久営業部 TEL:0267-62-0358

飯田営業部 TEL:0265-24-4980 東御営業部 TEL:0268-64-5413

大樹 -KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4) B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31

































長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:**026-234-0145 諏訪支店** 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:**0266-52-6600 松本支店** 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:**0263-35-6211**

新型コロナウイルス感染症に関する 商工中金の対応について 商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、 影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。 〈お問い合わせ先〉**0120-542-711**(平日および土日祝日 午前9時~午後5時)



人を思う。 未来を思う。 **商工中金**

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について<u>令和2</u> 年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、 労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、下記もあわせてご参照ください。 《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日~同年7月10日	令和2年6月1日~ 同年8月31日

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

なお、延納(分割納付)をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象 となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、 令和2年2月以降の任意の期間(1 か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて(**1)概ね 20%以上減少していること
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが 困難であること(*2)
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください(*3)(*4)。
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等(※5)を提出してください。(郵送又は電子申請でも受け付けております。(電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。))
- ※5 ・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。 ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。



☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ "あなたにもできる。 ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減"



知恵と力を合わせて信州を元気に

□中小企業レポート

MONTHLY REPORT

6

No.523

第523号 令和2年6月10日発行 **発行人 井出 康弘**

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内4F

TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

ハローワークの他にもあります。 人材を無料で 斡旋・紹介する公的機関

産業雇用安定センターは人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で 様々な人材マッチングを行っている公的機関です。



受入企業

●事業拡大・新規事業のため 経験豊富な人材を採用したい



送出企業

- 事業の整理・縮小により雇用調整を検討
- ●従業員の再就職を支援したい

4つの特徴

- 1 全国約500名のコンサルタントがマンツーマンで対応します。 送出者のキャリア、人物像及び希望職種を把握した上で、求人企業 訪問による情報収集を行い、送出者へ求人の斡旋をすることできめ 細やかな再就職支援を行います。
- 送出者に 応募書類の添削、 面接指導など マンツーマンで 行います。
- 3 人事担当者へのアドバイスや支援、 送出者との調整を行います。
- 全国47都道府県の事務所による情報網 30年以上の実績と信頼
- → 公益財団法人 産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階 TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

